

探偵業の業務の適正化に関する法律の概要

目的 業務の適性と個人の権利利益の保護に資すること

探偵業務とは

他人の依頼を受け

- ・ 特定人の所在又は行動についての情報であって当該依頼に係るものを収集する事を目的として
- ・ 面接による聞き込み、尾行、張り込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い
- ・ その調査結果を当該依頼者に報告する業務
(法第2条)

探偵業の業務の適正化に関する法律(平成19年6月1日施行)

- 1 探偵業を営もうとする者は、営業を開始しようとする前日までに、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、所轄警察署を経由して、営業の届出をしなければならない。
- 2 探偵業を廃止又は届出た事項等に変更があったときは、当該事由の発生の日から10日以内に、必要な書類を添えて届出をしなければならない。
(法第4条)

公安委員会
(管轄警察署経由)

届出証明書

届出

調査依頼

探偵業者
(営業所)

書面交付等

依頼者

結果報告

欠格事由(法第3条各号)

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に法第15条の規定による処分に違反した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- 5 心身の故障により探偵業務を適正に行うことが出来ない者として内閣府令で定める者
- 6 営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する者
- 7 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

実地調査

- ◎ 尾行
- ◎ 張り込み
- ◎ 聞き込み等

特定人
(調査対象者)

探偵業者の遵守事項

- 名義貸しの禁止(法第5条)
- 探偵業務の実施の原則(法第6条)
- 書面の交付を受ける義務(法第7条)
- 重要事項の説明等(法第8条)
- 探偵業務の実施に関する規制(法第9条)
- 秘密の保持等(法第10条)
- 教育(法第11条)
- 名簿の備付け等(法第12条)

◎ 罰則 無届営業
6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 等